



# 令和5年度児童福祉施設等 指導監査結果報告書



吹田市福祉部福祉指導監査室



# 第1 指導監査の実施状況

## 目的

吹田市では、「児童福祉法」、「吹田市社会福祉法人等指導監査要領」等に基づき、指導監査を実施しています。関係法令・設置基準等に照らしながら、必要な助言及び指導又は、改善を求めることにより、施設等のサービスの質の確保及び利用者支援の向上並びに適正な運営が確保されることを目的としています。

## 実施状況

児童福祉法施行令第35条の4及び第38条により、小規模保育事業所、保育所及び児童館については、**実地指導監査**を毎年度実施することとしています。また、認可外保育施設については、厚生労働省の「認可外保育施設指導監督の指針」により、届出対象施設においては年1回以上の立入調査を実施することを原則としています。届出対象外施設については、同指針によりできる限り立入調査を実施するよう努力することとされているため、吹田市では原則として2年に1回実施しています。

認定こども園（幼保連携型）については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条により立入検査を実施しています。頻度について定めはなく、児童福祉施設が原則として1年に1回以上実地検査を行うこととの均衡に留意し、吹田市では概ね3年に1回以上実施することを原則としています。

今年度は新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行され、児童福祉施設等もコロナ前の日常に近づきました。

ただ、一部施設において、インフルエンザなども含めた感染症の発生が原因で、監査を見送ることを余儀なくされました。

# 一般的な指導監査の流れ

① 施設調書・現況報告書等の提出



② 指導監査実施通知を送付



③ 指導監査の実施



④ 監査結果通知の送付



⑤ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）



⑥ 改善状況報告書の確認・再指導



次回監査  
への反映

# 施設・事業区分別指導監査実施状況

区 分	対象数 (A)	実施数(内) (B)	実施割合 (B/A)※2
保 育 所 (公立12、私立36施設)	48	36	75%
幼保連携型認定こども園 (公立3、私立13施設)	16	5※3	31%
小規模保育事業等 (公立1、私立45施設)	46	44	96%
児 童 館 (公立12、私立1施設)	13	12	92%
認可外保育施設※1	55	44	80%
合 計	178	141	79%

※1 居宅訪問型18施設と企業主導型14施設を含みます。

※2 実施割合は、小数点以下四捨五入しています。

※3 指導監査の頻度について定めはなく、児童福祉施設が原則として1年に1回以上実地検査を行うこととの均衡に留意して実施しており、吹田市では概ね3年に1回以上実施しています。

# 今年度の実施状況について

## (1) 保育所

対象の48施設に対し、36施設について実地により指導監査を実施しました。

## (2) 幼保連携型認定こども園

16施設のうち5施設について実地により指導監査を実施しました。

## (3) 小規模保育事業等

46施設のうち44施設について実地により指導監査を実施しました。

## (4) 児童館

公立の児童館12施設について実地により指導監査を実施しました。

私立の1施設については、運営状況等を考慮し、今年度の実施を見送りました。

## (5) 認可外保育施設

① 施設型37施設のうち、26施設に対し、実地により立入調査を実施しました。

② 居宅訪問型18施設の立入調査は、国の指針に基づき、立入調査に代えて集団指導（講習等の方法）を実施しました。

## 第2 指導監査・立入調査の実施結果

区 分	文書指摘施設数	文書指摘件数	口頭指摘件数
保 育 所	4/36	5	223
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	3/5	4	66
小 規 模 保 育 事 業 等	2/44	2	60
児 童 館	0/12	0	0
認 可 外 保 育 施 設	4/44	5	1
計	13/141	16	350

※ 文書指摘のある場合は、改善報告書の提出を求め、改善状況の確認を行っています。  
軽微な指摘は 監査時に口頭で指摘し、改善を指導しています。

# 保 育 所

## (1) 主な指摘事項

職員処遇については、職員の定着率の向上を図るよう指導したほか、育児休業等に関する規程の改正について就業規則の見直しを行うよう指導しました。

利用者支援については、事故やヒヤリハット事例について適切に記録を残し、原因究明のため事例分析を行い、再発防止に努めるよう指導したほか、保育所の自己評価の内容が公表されていない園に対し、ホームページ等で公表するよう指導しました。

食事提供については、適正な給与栄養目標量を設定することや、給与栄養量が低い園に対しては、給食内容の見直しを行うことのほか、離乳食献立表を適切に作成するよう指導しました。

会計については、経理規程の見直しや、適切な勘定科目で計上するよう指導したほか、計算書類の注記や附属明細書の不備について適切に作成するよう指導しました。

## (2) 総評

概ね、管理・運営基準を満たしていました。職員が働きやすい職場環境の整備や、施設の安全対策に積極的に取り組まれています。今後についても、信頼される園づくりと、より質の高い保育の提供に努めていただきたいと思います。

# 幼保連携型認定こども園

## (1) 主な指摘事項

職員処遇については、雇用管理の改善等に関する相談体制の整備や、採用時の健康診断の実施について指導しました。

利用者支援については、事故やヒヤリハット事例について適切に記録を残し、原因究明のため事例分析を行い、再発防止に努めるよう指導しました。

食事提供については、離乳食献立表を適切に作成することや検食時間の是正、加熱調理時の中心温度の記録方法の改善を指導しました。

会計については、適切な勘定科目で計上するよう指導したほか、計算書類の注記や附属明細書の不備について、適切に作成するよう指導しました。

## (2) 総評

概ね、管理・運営基準を満たしていました。今後についても、信頼される園づくりやより質の高い保育の提供に努めていただきたいと考えます。

# 小規模保育事業所等

## (1) 主な指摘事項

職員処遇分野については、主に職員の資質向上のため、施設外研修を積極的に受講し、新たな知識を職員に周知するよう指導しました。また、人事関係書類について記載不備等を是正するよう指導しました。

利用者支援分野については、各園内の危険箇所について改善するよう指導しました。

食事提供については、検食簿の適切な記録方法や中心温度の記録は離乳食やアレルギー代替食等、全ての給食について測定記録し保存するよう指導しました。

## (2) 総評

概ね、管理・運営基準を満たしていました。なお、苦情解決システム、第三者委員の複数選任、保育所の自己評価公表、第三者評価の受審等について助言を行いました。

# 児 童 館

## (1) 主な指摘事項

遊具等の安全点検についてチェック表を設け毎日点検すること、および事故報告書及びヒヤリハット報告書の事例について、適正に分析して報告し、原因を究明して発生防止に努めるよう助言しました。

## (2) 総評

各館・センターにおいて、育児教室など地域の子育て支援に積極的に取り組まれており、また、学校を始めとした地域との情報交換を行い、相談や連携のできる体制をしっかりと築かれていました。

保護者への個別支援（相談）については個々の状況に応じ手厚く対応されてきました。

# 認可外保育施設

## (1) 主な指摘事項

保育室が2階以上にある施設において、認可外保育施設指導監督基準で定める条件を満たしていない施設に対し、基準を守ることを指導しました。

居宅訪問型保育事業については、保育に従事する者の資格基準を満たしていない施設に対し、必要な資格を取得するか、研修を受講し修了すること、職員の健康診断を採用時及び年1回実施し、その記録を保存すること、事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう定期的に講習を受講するよう指導しました。

## (2) 総評

特に保育従事者の適正な配置、事故防止対策、安全性の確保、利用者へのサービス内容の周知等について重点的に確認を行いました。その結果、概ね、管理・運営基準を満たしていました。また、送迎バスを有する1施設に対して実地調査を行い安全対策を確認しました。

認可外保育施設における児童の安全確保に関する取組は、認可外保育施設指導監督基準に規定されていますが、基準改正後も安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を行うことが求められます。

### 第3 特別監査等の実施結果

特別監査は施設職員からの通報や利用者から寄せられた情報等により、人員、設備及び運営に関する基準等の違反があると疑うに足りる理由があるときや施設運営等に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるときなどに適時適切に行います。

令和5年度は通報等に基づき、不適切保育の疑いがあるとして2件、聞き取り調査等を行いました。結果、改善指導が必要であるとして、文書指導等を行いました。状況はすぐに改善したことを確認しておりますが、再発防止策として、改善計画書（報告書）を作成し、継続的に改善への取り組みを行うよう指導しました。今後は一般監査において改善内容を確認していきます。